

静岡文化芸術大学 校友会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡文化芸術大学 校友会(以下「本会」という)。

(目的)

第2条 本会は、静岡文化芸術大学(以下、「大学」という。)に在学する学部生及び院生の勉学及び課外活動等を助成し、会員相互の親睦を図り、大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1)正会員の名簿作成及び管理
- (2)卒業・修了生会員相互の親睦を図る事業
- (3)学部生及び、院生の勉学及び課外活動の充実に必要な援助
- (4)学部生及び、院生の福利厚生の充実に必要な助成
- (5)学部生及び、院生の就職活動に必要な助成
- (6)大学施設の整備充実に必要な援助
- (7)大学の教育研究活動等に必要な事業
- (8)その他本会の目的を達成するために必要な事業

(本会所在地・事務局)

第4条 本会の事務局を、大学内に置く。

- 2 事務局は、事務局長の他、必要な事務局職員を置き、本会会務に関する事務を処理する。
- 3 事務局長は、大学事務局次長をもって充てる。
- 4 本会の事務は、教務・学生室及び関係室において処理する。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

(1)正会員

在学生会員:大学入学時に本会会費を納入した学部生及び大学院生

卒業・修了生会員:大学の学部卒業生及び院修了生

(2)特別会員

在学生会員の父母等またはこれに代わる者

(入会及び資格移行)

第6条 正会員になろうとする者は、第10条に定める会費を納入することにより会員となる。

2 在学生会員は、卒業・修了により自動的に卒業・修了生会員へ移行する。

(退会)

第7条 特別会員は、当該の在学生会員が卒業、修了、退学または除籍となったとき、その資格を喪失する。

2 卒業・修了生会員は、本会に届け出ることにより退会することができる。

(異動の届出)

第8条 卒業・修了生会員は、氏名、住所、勤務先等の連絡先に変更が生じた場合、速やかに本会に届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が本会の目的に反する行為、又は本会の名誉を傷つける行為があったときは、役員会の議を経て会長が当該会員を除名することができる。

(会費)

第10条 会費は次のとおりとする。

(1)学士課程からの入学者は60,000円

(2)修士課程からの入学者は40,000円(ただし、本学学士課程から引き続いて修士課程に入学した者は20,000円)

2 既納の会費は理由を問わず返還しない。

3 特別会員からは会費を徴収しない。

(弔慰)

第11条 在学生会員が死亡した場合、弔慰金として20,000円を遺族に支給する。

第3章 役員等

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく

(1)会長 1名

(2)副会長 2名以内

(3)理事 若干名

(4)監事 2名

2 役員は無報酬とする

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。その場合、後任者の任期は前任者の任期の残余期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員選任)

第14条 役員選任は次のとおりとする。

(1) 理事は、卒業・修了生会員及び特別会員の中から選出する。

(2) 会長及び副会長は理事の中から役員会において選出する。

(3) 監事は、卒業・修了生会員及び特別会員の中から役員会の承認を得て会長が選任する。

(役員辞任)

第15条 役員が辞任しようとするときは、会長に申し出なければならない。ただし、会長が辞任しようとするときは、役員会に申し出なければならない。

(役員職務)

第16条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ役員会において定められた副会長がその職務を代理、代行する。

(3) 理事は、役員会を構成し、本会の運営を執行する。

(4) 監事は、本会の会計及び会務を監査し、役員会に出席して意見を述べるができる。

第4章 会議

(会議)

第17条 本会の会議は、役員会と総会とする。

2 会議は電磁的方法(電子メール、ウェブサイト等)により開催する。ただし、会長が必要と認める場合は、対面により開催することができる。

(役員会)

第18条 役員会は、会長、副会長及び理事で構成する。ただし、監事は役員会に出席し意見を述べることができる。

- 2 役員会は会長が招集する。
- 3 役員会は、原則として、電磁的方法による書面開催(オンライン回答等)とする。
- 4 書面による招集は、審議事項、回答期限及び回答方法を明示して、各構成員に通知する。
- 5 構成員は回答期限までに賛否及び意見を電磁的方法により提出するものとする。
- 6 役員会の議決は、構成員の過半数の回答をもって成立し、回答者の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 役員会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告及び収支決算の作成
 - (2) 事業計画及び収支予算の作成
 - (3) 会則の改正案
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他、本会の目的達成に必要と会長が認めた事項
- 8 会長は、議決結果を全構成員に電磁的方法で通知する。

(総会)

- 第19条 総会は、会員をもって構成し、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は役員数の過半数の請求があったときは、臨時総会を開催できる。
- 2 総会は、原則として電磁的方法による書面開催(オンライン回答等)とする。
 - 3 書面開催の場合は、審議事項、回答期限、回答方法及び必要資料を明示し、開催決定日から14日前までに会員に通知する。
 - 4 会員は回答期限までに賛否を電磁的方法により提出する。
 - 5 書面開催の定足数は定めないものとし、回答者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。
 - 6 総会は、次の事項を議決又は承認する。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 会則の改正案
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他、役員会が必要と認めた事項
 - 7 議決は、回答者の過半数の賛成により成立する。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
 - 8 会長は、議決結果を全会員に電磁的方法で通知する。

(対面決議の記録)

第20条 会長が必要と認める場合、対面による会議を開催できる。

- 2 会議の議長は会長とする。
- 3 定足数及び議決要件は、書面開催の場合と同様とする。

(電磁的方法)

第21条 本会則における電磁的方法とは、次に掲げる手段をいう。

- (1)電子メール
 - (2)フォーム等のウェブツール
 - (3)本会指定のウェブサイト上での送受信
 - (4)その他電子的手段による情報の送受信
- 2 通知および回答は、受信者が内容を認識できる状態で行うものとする。
 - 3 電磁的方法による回答は、回答者の本人確認が可能な方法により行うものとする。
 - 4 電磁的方法による意思表示は、送信者を確認できる方法により行い、受信の確認をもって到達したものとす。

(役員会による総会の代替)

第22条 緊急の必要があつて書面総会を開く余裕のない場合は、役員会を開いて総会にかえることができる。ただし、この場合は、次の総会においてその承認を得なければならない。

第5章 会計

(資産)

第23条 本会の資産は、会員の納める会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(資産の管理)

第24条 本会の資産は、会長が管理し、銀行等の定期預金にするなど安全確実な方法により管理する。

- 2 資産管理の実務については、本会事務局長がその任にあたる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(予算及び決算)

第26条 会長は、会計年度ごとに事業計画に即して予算案を作成し、役員会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、決算報告を作成し、監事の監査を受けた後、役員会に報告し、承認を得なければならない。

第6章 雑則

(会則改正)

第27条 本会則の改正は、総会において回答者の過半数の議決を経なければならない。

(個人情報の保護)

第28条 本会が事業遂行上取得した会員の個人情報は、適正に管理し本会の目的以外に使用してはならない。

(委任)

第29条 本会則に記載されていない本会運営上必要な細則等は、役員会で別に定めることができる。

附則

- 1 この会則は、令和8年3月2日から施行する。
- 2 設立年度の会計年度は、第25条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。
- 3 静岡文化芸術大学後援会及び静岡文化芸術大学同窓会の一切の権利義務(財産を含む)は、本会が継承する。
- 4 この会則施行時において、旧静岡文化芸術大学後援会及び旧静岡文化芸術大学同窓会の会員(ただし、特別会員は除く)である者は、本会の会員となったものとみなす。